

官民イノベーションプログラム部会の設置について

平成 25 年 3 月 1 日
国立大学法人評価委員会決定

1. 趣旨

国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、国立大学法人及び大学共同利用機関法人への国立大学法人法第 7 条第 2 項の規定に基づく、産学共同の研究開発による実用化促進のための出資（以下「出資」という。）に係る審議を円滑に進めるため、国立大学法人評価委員会令第 6 条第 1 項の規定に基づき、委員会に、「官民イノベーションプログラム部会」を設置する。

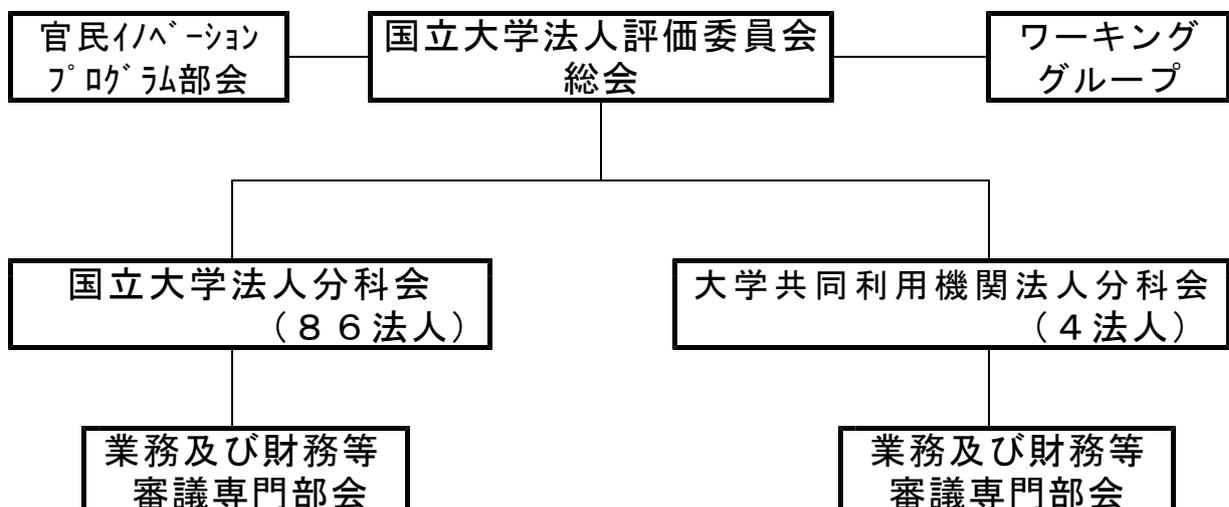
2. 所掌事務

- ・ 出資に係る中期目標及び中期計画の評価に関すること
- ・ 出資に係る中期目標及び中期計画の策定及び認可についての意見聴取に関すること
- ・ 上記の他、出資について委員会で審議が必要な事項に関すること

3. 委員構成

起業やファイナンス、大学発ベンチャー支援等に関して識見のある者により構成するものとし、委員長が指名する。

(参考) 国立大学法人評価委員会の構成



国立大学法人評価委員会
官民イノベーションプログラム部会 委員名簿

<委員>

- ◎ 北山 禎介 三井住友銀行取締役会長
- 柘植 綾夫 日本工学会長
- 宮内 忍 宮内公認会計士事務所 公認会計士

<臨時委員>

- 伊丹 敬之 東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長

<専門委員>

- 江戸川 泰路 新日本有限責任監査法人 公認会計士
- 國井 秀子 リコーITソリューションズ 取締役会長執行役員
- 棚橋 元 森・濱田松本法律事務所 弁護士
- 富山 和彦 株式会社経営共創基盤代表取締役 CEO
- 松田 修一 早稲田大学名誉教授
- 三村 明夫 新日鉄住金株式会社 取締役相談役

(◎：部会長、○：部会長代理)

(50音順、敬称略)

大学の研究成果を活用した新産業の創出

1. 我が国経済再生への命題

「成長による富の創出」のため、豊富な民間資金、多様な人材、優れた技術力などの我が国の潜在能力を引き出し、新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが必要。

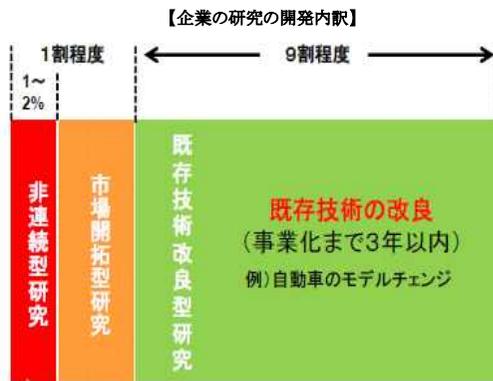


新たな社会的価値を創出するには、**大学における研究成果の活用が極めて重要**

2. 現状

①企業の研究開発 (企業の研究開発投資の現状)

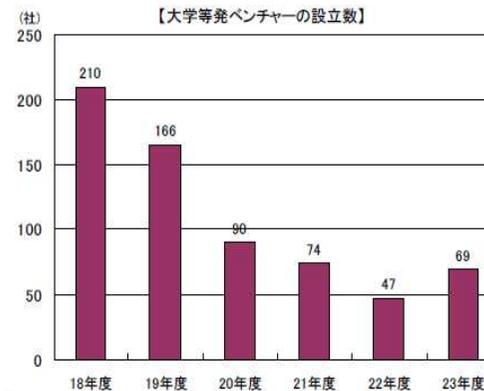
- 企業の研究の開発の9割は既存技術の改良。
- 新しいビジネスモデルの伴う価値創造に結びついていない。



第1回 産業競争力会議 配布資料
資料5 (経済産業大臣提出資料)

②大学発ベンチャー企業

- 大学発ベンチャー企業が、技術リスクと事業リスクを乗り越えて簇生できておらず、価値創造に結びついていない。



③大学の組織的取組

- 個々の研究者が研究室単位で、縦割り。
- 新しい社会的価値の創出の観点からの研究者の組織化等が不十分。

3. 対応策

- 成長による富の創出のため、国立大学に出資を行い、産学連携等による実用化のための共同研究開発の推進 (平成24年度補正予算:1,200億円)
- 実施状況を踏まえつつ、大学による、大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする制度改正の検討

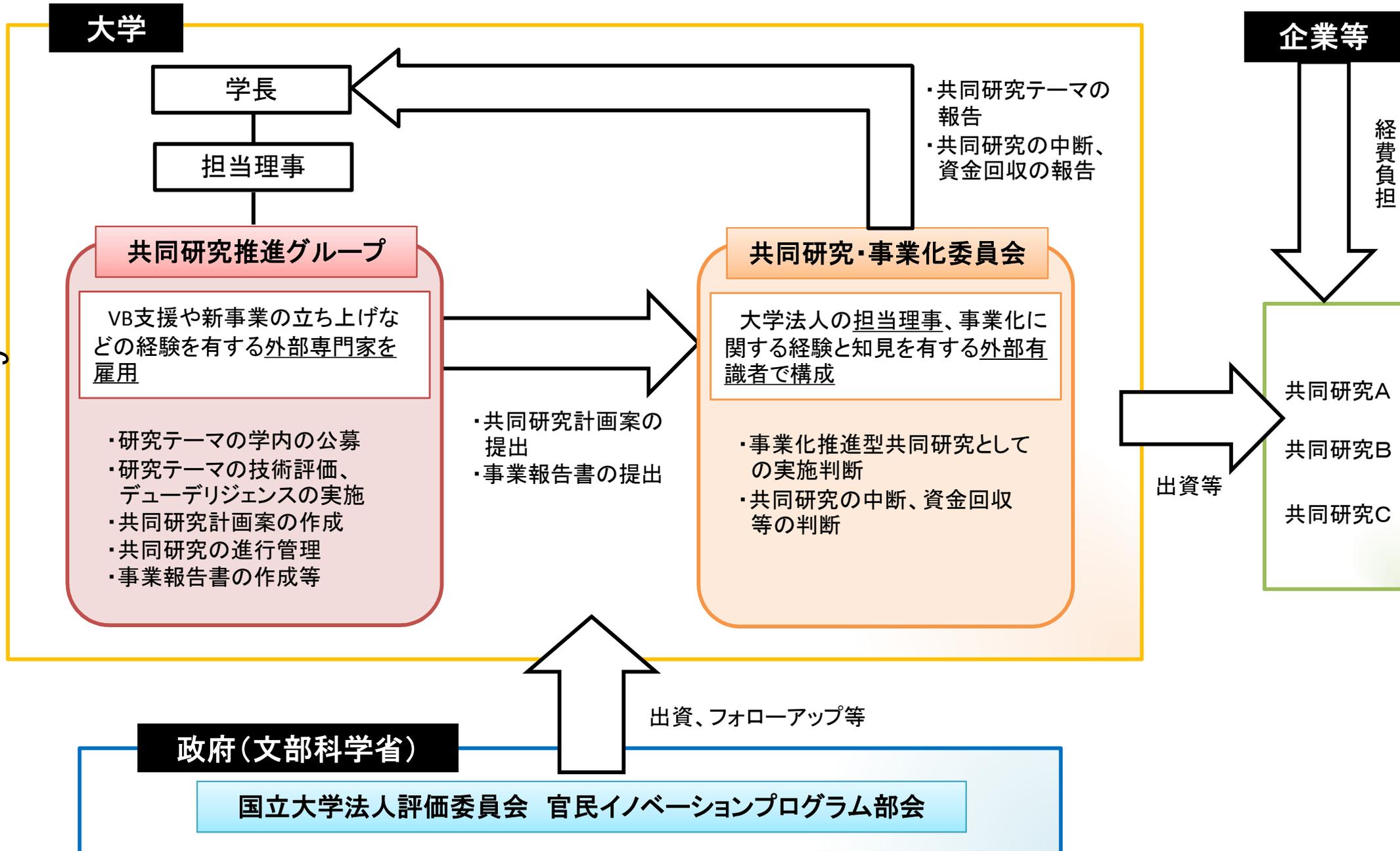
① 大学の市場破壊的・創造的な研究と、企業が連携して事業化を図ることにより、**新しい社会的価値を創出**。

② 研究成果を活用した大学発ベンチャー企業等を、資金・マネジメントなど多面的に支援し、**その簇生を図るためのプラットフォーム形成**。

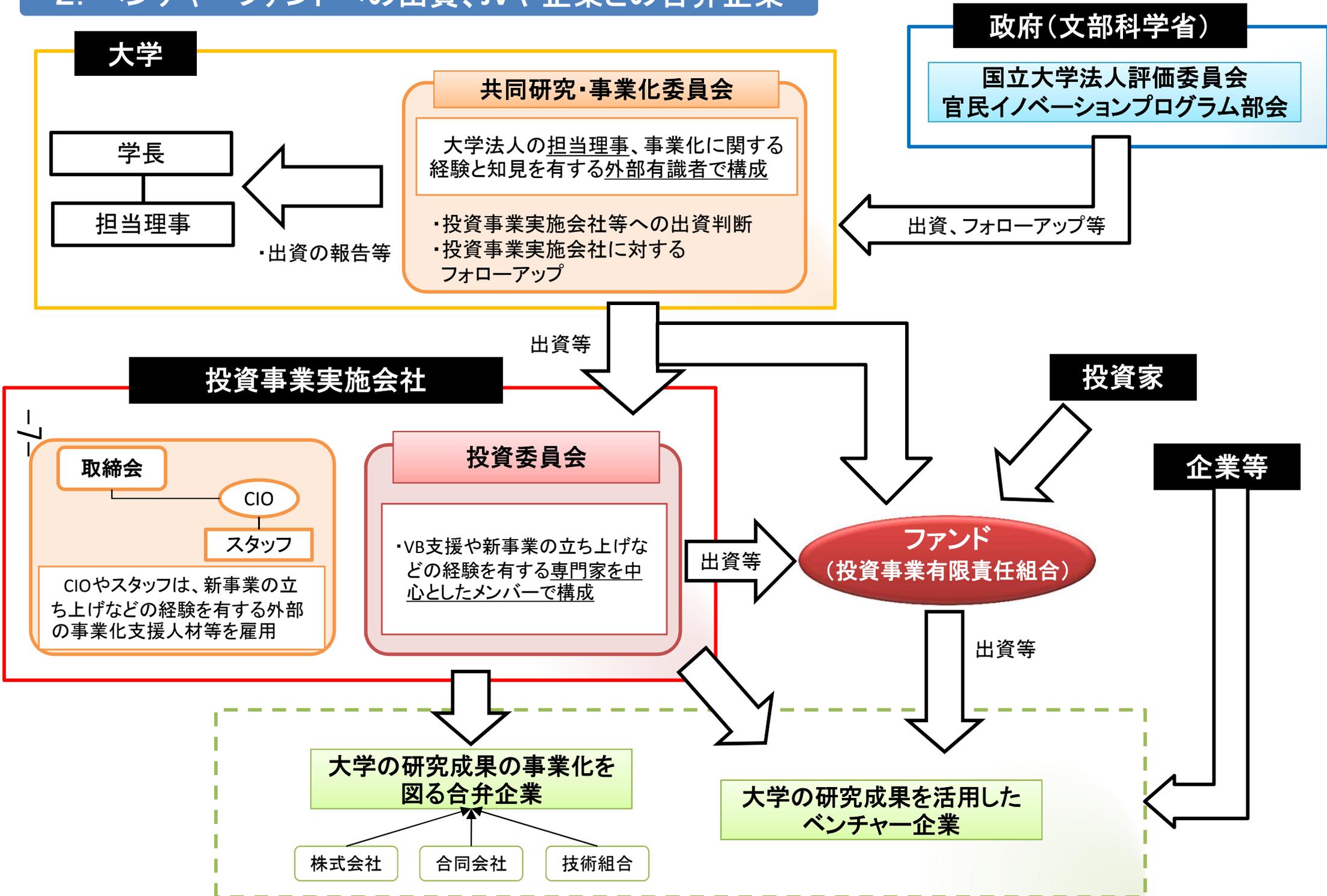
③ 研究者の組織化など、**大学としての総合的な研究力の向上のためのマネジメント改革**。

官民イノベーションプログラム 実施形態(イメージ)

1. 事業化推進型共同研究



2. ベンチャーファンドへの出資、JVや企業との合併企業



事業化形態ごとの留意事項

○ 今般の出資事業において実施される事業については、その事業化の形態に応じて以下の留意点が考えられるところ、これらをクリアした上で事業推進を図ることが必要。

主な事業化形態	当面の留意点	今後(法改正後等)の留意点
<p>(1) 事業化推進型共同研究</p>	<p>・「出資の条件」の遵守 体制整備、選定プロセス、進捗管理、学内のマネジメントの確立・強化</p>	<p>・共同研究開始後の進捗管理、ハンズオンによる支援</p>
<p>(2) 投資事業実施会社によるベンチャー企業等への出資</p>	<p>実施には国立大学法人法改正が必要</p>	<p>・公の性質を有する国立大学としての公正性や公開性の確保 例：適正な事業選定のプロセスの確保 利益相反/エフォート管理ルール of 徹底 利益回収の適正性確保(ルール化等)</p> <p>・投資事業実施会社の自律性とガバナンス 例：国立学法人の業務としての適合性のチェック 出資者や取締役のメンバーとして、企業やビジネス関係者が関与する仕組み</p> <p>・事業化(出口)の多様性 例：IPOやM&A以外の出口の可能性</p>
<p>(3) 投資事業実施会社によるJV(共同企業体)や企業との合併企業</p>	<p>日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)【抜粋】</p> <p>・大学等による、研究開発成果の事業化及びこれを目的とした投資を行う子会社の設立、大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする制度改正を検討する。</p>	<p>・産学連携に係る権利義務関係規定の見直し 例：共同研究、兼業、秘密保持、利益相反等</p> <p>・その他 例：知財の適正な経済的評価のもとでの活用 研究開発人材及び事業化支援人材等の育成、交流、活用に関するプラットフォームとしての機能 共同研究事業の展開に必要な規制改革や税制改正等</p>

出資等の条件及び各大学の体制整備等の状況について

- 産学共同の研究開発による実用化促進（大学に対する出資事業）
に係る出資等の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

- 各大学の体制整備等の状況
 - ・ 国立大学法人東北大学・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - ・ 国立大学法人東京大学・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - ・ 国立大学法人京都大学・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - ・ 国立大学法人大阪大学・・・・・・・・・・・・・・・・25

産学共同の研究開発による実用化促進（大学に対する出資事業）
に係る出資等の条件

本事業に関する共同研究を行うための国からの出資については、中期目標及び中期計画に位置づけるとともに、次のような条件のもとに行うこととする。

（１）体制整備

- 事業化に関する経験と知見を有する外部有識者や国立大学法人の担当理事等で構成させる「共同研究・事業化委員会」を設けること。共同研究・事業化委員会は後述の共同研究推進グループが選定した具体的な共同研究計画案について、経営的観点及び学術的観点から審査の上、事業化推進型共同研究として実施するか否かを判断する。
- ベンチャービジネス支援や新事業の立ち上げなどの経験を有し、事業化推進型共同研究のテーマの学内の公募、テーマの審査、共同研究計画案の作成、共同研究の進行管理（継続、中断、資金の回収等の判断を含む）、事業報告書の作成等を行う知見を持つ専門的な外部人材を雇用し、外部人材を中心に共同研究推進グループを置くこと。同グループは、産学連携に関する専門的知見を有するファイナンス関係者、弁護士、弁理士、会計士などの事業化支援人材とのネットワークを構築すること。

※ 外部人材の要件のイメージ

- ・ 企業における新事業の立ち上げや企業再生、ベンチャー起業前段階やベンチャー起業に関して、事業化支援等を通じて新規株式公開を実現する等、事業育成に関する実績を有していること。
- ・ ベンチャー起業前段階や共同研究段階における事業育成モデルを有し、かつ本事業で育成したプロジェクトに対して、5～10年程度で事業化を図る等の戦略・計画を有していること。
- ・ 大学と連携しながら一体的に事業育成できる熱意及び実績を有しており、本事業において大学関係者と良好な関係を構築できること。
- ・ 研究者や技術者、起業家等をはじめとする多様な人材とのネットワークを有するとともに、事業化に不可欠な人材・関係機関等の積極的な関与を期待できること。
- ・ グローバルなニーズ把握や事業展開に強みを有しつつ、そのニーズを踏まえた事業化の実現に組織力等を活かしつつ対応できること。

(2) 事業化推進型共同研究テーマの選定プロセス

- 事業化推進型共同研究の選定は、次のようなプロセスで行われること。
 - ① 5～10年目途で事業化することが見込まれる事業化推進型共同研究のテーマを学内で公募し、応募する教員等は共同研究申請書（テーマ、共同研究の実施体制（学内の教員及び共同研究企業の担当者）、共同研究に要する経費の負担割合（共同研究企業から少なくとも3分の1以上の出捐が必要）、共同研究テーマに関連する特許や先行文献等、事業化計画（事業化のイメージとスケジュール、競合技術に対する優位性、当該研究に係る市場の動向、成否認定基準等）、共同研究企業に関する情報等が記載されているもの）を提出する。
 - ② 共同研究推進グループにおいて、技術評価及びデューデリジェンス（法務、財務、ビジネス、人事、環境にわたる総合的な調査）を行い、共同研究・事業化委員会に共同研究計画書案を提出する。
 - ③ 共同研究・事業化委員会は、共同研究計画書案を審査の上、共同研究を決定する。

- 共同研究・事業化委員会は、技術・経営両面にわたる評価を踏まえ、共同研究が国立大学法人の業務に相応しいものであるか、我が国に新しい社会的価値や雇用の拡大等を含む社会的利益をもたらすかどうか等を判断し、共同研究を決定すること。

(3) 事業化推進型共同研究の進行管理

- 共同研究・事業化委員会の決定を踏まえ、共同研究企業と共同研究契約を締結し、事業化推進型共同研究を開始すること。共同研究契約には、本事業による共同研究に必要な事項（事業化が成功した場合の資金の回収に関する規定も含む）が記載されていること。その際、必要に応じ大学の共同研究規程や共同研究契約の雛形等を改正することも検討すること。

- 共同研究推進グループは、共同研究の工程表を作成し、事業化に向けて着実に進行管理を行うこと。毎年、事業報告書を作成し、継続、中断、資金の回収等の判断を行った上で、共同研究・事業化委員会に報告すること。

- 共同研究・事業化委員会は、毎年、事業報告書を踏まえ、中断、資金の回収等の判断を行う場合があること。また、コンプライアンス上の問題等の重大な課題が生じる場合には、これにかかわらず中断の判断を行う必要がある

こと。

- 大学は共同研究計画書及び事業報告書を、作成後遅滞なく文部科学省に提出すること。

(4) 学内のマネジメントの確立・強化

- 大学が新しい社会的価値創出に貢献するためには、研究者の組織化など大学の総合的な研究力を高めるとともに年俸制の導入やクロスアポイント（混合給与）など柔軟な人事システムを構築するなどマネジメント改革に取り組む必要があること。
- 国立大学法人法の規定に基づき、事業化推進型共同研究の進捗状況等については監事及び会計監査人による監査を受けること。

(5) 国との関係

- 本事業に基づく事業化推進型共同研究については、国等は、国立大学法人法の規定に基づき、中期目標の提示、中期計画の認可、財務諸表の承認、各事業年度及び中期目標期間終了時の評価等を行い、その適正な実施の確保に当たるものであること。特に、出資金及び運営費交付金の執行に当たっては、特定償却資産の指定等の手続きが必要であること。
- 事業化推進型共同研究において生じた利益については、国立大学法人法の規定に基づき中期目標期間終了時に積立金の処分を行い国庫に納付することとなること。具合的な納付額等については、その際決定されるものであること。

平成25年3月19日

文部科学大臣 殿

(所在地)	仙台市青葉区片平二丁目1-1
(大学名)	国立大学法人東北大学
(代表者名)	学長 里見 進

国立大学法人出資金及び国立大学法人運営費交付金
 交付申請書
 (平成24年度補正予算(第1号))

国立大学法人法第7条第2項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第46条の規定により、次のとおり出資金及び運営費交付金の交付を申請します。

出 資 金 申 請 額	12,500,000千円
運 営 費 交 付 金 申 請 額	2,500,000千円
事業に係る満たすべき条件について	(別紙1) のとおり

産学共同の研究開発による実用化促進（大学に対する出資事業）に係る体制整備等状況報告書

(※) 記述に当たっては、別紙2「産学共同の研究開発促進のための大学に対する出資（官民イノベーションプログラム）事業に係る出資等の条件」をご確認の上、御回答下さい。

(1) 体制整備

(ア) 産学共同・事業化推進委員会の設置の有無

新たに学内に「産学共同・事業化推進委員会」を設け、共同研究推進グループが選定した共同研究計画案について、経営的及び学術的観点から審査の上、当該共同研究が国立大学法人の業務に相応しいものであるか、我が国に新しい社会的価値や雇用の拡大等を含む社会的な利益をもたらすか等について判断することとする。同委員会には、財務担当理事や産学連携担当理事等に加え、学外から、新規事業立ち上げや事業再生等の実績など上記のような判断を行うに必要な専門的知見や経験を有する者を加えることとしており、例えば、事業会社等でベンチャー支援の実績を持つ者や政府関連の産学官連携会議・委員会等の専門員を歴任している者等と調整を行う予定である。産学共同・事業化推進委員会の構成については、本年度内を目途に決定後速やかに文部科学省に報告する。

(イ) 共同研究推進グループの設置の有無

共同研究推進グループのメンバーとして、学外から新規事業立ち上げの実績など上記判断を行うに必要な専門的知見や経験を有する者を学内に迎え入れることとする。共同研究推進グループのメンバーとして、出資条件に示された要件に則って現在人選を進めている。例えば、①事業会社において、経営企画、技術戦略、国内外での産学連携と技術ベンチャー企業に対する投資の実績を多数有する者、②事業会社において、事業計画、ベンチャーキャピタルの立ち上げやカーブアウト等の実績を多数有する者、③事業会社において、事業計画、ベンチャーキャピタル立ち上げ、技術ベンチャー企業に対するハンズオン支援に多数の実績を有する者などと調整を行う予定である。共同研究推進グループの構成については、本年度内を目途に決定後速やかに文部科学省に報告する。

(2) 共同研究テーマの選定プロセス

産学共同・事業化推進委員会は、今般の出資の条件を踏まえた「共同研究選定基準」を策定し、これに基づき共同研究テーマ候補を学内各研究科・研究所等から公募する。応募者が提案した共同研究テーマ案は、1次審査として共同研究推進グループが技術評価及びデューデリジェンスを行い、事業性が高いと判定された案件のみ応募者と協働して共同研究計画書案を作成し、産学共同・事業化推進委員会において、国立大学法人の業務適合性や社会的価値創出の観点から対象プロジェクトを審査・最終選定するものとする。

(3) 共同研究の進行管理

共同研究推進グループは、今般の出資の条件を踏まえ、共同研究・事業化の工程表を作成し、事業化に向けた着実な進捗管理を行う。研究計画に大幅な変更が必要な場合には必要に応じて産学共同・事業化推進委員会の審査を受けるものとする。共同研究推進グループは毎年、事業報告書を作成し、継続、中断、資金の回収等の判断を行った上で、産学共同・事業化推進委員会に報告する。産学共同・事業化推進委員会は、毎年、事業報告書を踏まえ、中断、資金の回収等の判断を行う場合があるとともに、特に、コンプライアンス上の問題等の重大な課題が生じた場合には、中断の判断を行うものとする。

(4) 学内のマネジメントの確立・強化

本事業の実施に合わせ、産学協同・事業化推進委員会の新設など教育研究組織の在り方を見直すとともに、現在既に導入している年俸制に加え、混合給与の導入など給与制度の弾力化等のマネジメント改革について検討し、実行を図る。

平成25年 3月19日

文部科学大臣 殿

(所在地)	東京都文京区本郷7-3-1
(大学名)	東京大学
(代表者名)	総長 濱田 純一

国立大学法人出資金及び国立大学法人運営費交付金
交付申請書
(平成24年度補正予算(第1号))

国立大学法人法第7条第2項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第46条の規定により、次のとおり出資金及び運営費交付金の交付を申請します。

出 資 金 申 請 額	41,700,000 千円
運 営 費 交 付 金 申 請 額	8,300,000 千円
事業に係る満たすべき条件について	(別紙1) のとおり

産学共同の研究開発による実用化促進（大学に対する出資事業）に係る体制整備等状況報告書

(1) 体制整備

(ア) 産学共同・事業化推進委員会の設置の有無

学内に事業化に関する経験と知見を有する外部有識者や担当理事で構成する「投資委員会(仮称)」を設置し、「事業実施グループ(仮称)」が選定した共同研究計画案について、学術的観点に加え、安定的に事業が継続され、国民への便益(雇用、売り上げ、技術的波及効果)が認められるかについて審査の上、事業化推進型共同研究として実施するか否かを判断する。

委員会の構成については、決定後速やかに文部科学省に報告する。

【構成員(案)】

- ・担当理事：財務担当理事、研究推進担当理事、産学連携担当理事
- ・その他：新事業立ち上げや企業再生の実績などを有する外部有識者
学術推進支援室からの推薦委員 など

(イ) 共同研究推進グループの設置の有無

財務担当理事の下に「事業実施グループ(仮称)」を設置し、事業化推進型共同研究テーマの学内の公募、テーマの審査、共同研究計画案の作成、事業化推進型共同研究の進行管理、事業報告書の作成等を行う。グループの構成については、決定後速やかに文部科学省に報告する。人選の方針は以下のとおり。

- ・事業会社の運営、VCの実務経験を持つ外部人材をリーダーとする。
- ・その他のメンバーについては、ベンチャービジネス支援や事業育成などの経験を有する外部人材を雇用。事業化推進型共同研究テーマの学内公募、審査、共同研究計画案の作成、事業化推進型共同研究の進行管理、事業報告書の作成を行う。
- ・管理部門として、別途事務担当職員を配置。

(2) 共同研究テーマの選定プロセス

- ① 「事業実施グループ(仮称)」が5～10年程度で事業化することが見込まれる事業化推進型共同研究テーマを学内で公募。
- ② 「事業実施グループ(仮称)」は提案のあった事業化推進型共同研究テーマの申請書などについて審査のうえ、申請者と共同で共同研究計画案を作成し「投資委員会(仮称)」に提出。
- ③ 「投資委員会(仮称)」は、共同研究計画案を審査の上、事業化推進型共同研究として実施するか否かを判断。

(3) 共同研究の進行管理

- ・共同研究企業と共同研究契約を締結し事業化推進型共同研究を開始した後、「事業実施グループ(仮称)」は、共同研究の工程表を作成し、事業化に向けた進行管理を行う。
- ・「事業実施グループ(仮称)」は、毎年度事業報告書を作成し、継続・中断・資金回収等の判断を行ったうえで「投資委員会(仮称)」に報告する。
- ・「投資委員会(仮称)」は、「事業実施グループ(仮称)」が継続と判断した事業化推進型共同研究についても、大学として中断・資金回収等の判断を行う場合がある。

(4) 学内のマネジメントの確立・強化

- ・「事業実施グループ(仮称)」の設置にあたっては、本学で導入している年俸制やクロスアポイントメントなど柔軟な人事システムを活用する。

平成25年3月19日

文部科学大臣 殿

(所在地)	京都市左京区吉田本町
(大学名)	国立大学法人 京都大学
(代表者名)	総長 松本 紘

国立大学法人出資金及び国立大学法人運営費交付金
 交付申請書
 (平成24年度補正予算 (第1号))

国立大学法人法第7条第2項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第46条の規定により、次のとおり出資金及び運営費交付金の交付を申請します。

出 資 金 申 請 額	29,200,000 千円
運 営 費 交 付 金 申 請 額	5,800,000 千円
事業に係る満たすべき条件について	(別紙1) のとおり

産学共同の研究開発による実用化促進（大学に対する出資事業）に係る体制整備等状況報告書

(※) 記述に当たっては、別紙2「産学共同の研究開発促進のための大学に対する出資（官民イノベーションプログラム）事業に係る出資等の条件」をご確認の上、御回答下さい。

(1) 体制整備

(ア) 産学共同・事業化推進委員会の設置の有無（別添図1参照のこと）

本学は、関西TLOやiPSアカデミアジャパン等の知的財産の保持・移転を目的として、これら企業を活用してきており、技術移転及び共同研究における審査並びに推進組織を産官学連携本部内に有している。また、本学は、本学の名を配した「京大ベンチャーファンド」に対し、同ファンドが投資する案件に関して、対象となる会社及びその事業内容について、法令遵守と国立大学法人としての位置付けに鑑み、外部有識者を加えた審査委員会を有している。

しかし、本事業に関しては、これまでの組織のみでは対応できないことから、新たに産学共同・事業化推進委員会として、①投資委員会（投資組織）、②学内投資協議会及び③外部評価委員会の3つの委員会を構築し、大学執行部の下で事業を行う。大学執行部と②の学内投資協議会による学内のガバナンスの下、①の投資委員会は、産学共同・事業化の共同研究を募集し、共同研究計画・事業化案に関して、学術的・経営的観点から審査し、当該共同研究が国立大学法人の業務に相応しいものであるか、我が国に新しい社会的価値や雇用の拡大等を含む社会的な利益をもたらすか等について判断することとする。委員会には、財務担当理事や産学連携担当理事等に加え、新事業立ち上げや事業再生等の実績など、上記のような判断を行うに必要な専門的知見や経験を有する者を加える。特に、外部評価委員会の委員には電気・機械・ICT・化学・製薬・医学等の分野において、研究開発から事業化と経営の実績を有する企業経営の経験者を、本事業の目利きとなるよう、現在、委員に就任を依頼している。さらに、上記分野におけるコンサルタントや金融機関においてベンチャー育成・事業再生等を担当している者等を投資組織に雇用するため、金融機関等と現在調整を行っている。これら委員会の構成については、決定後速やかに文部科学省に報告する。

(イ) 共同研究推進グループの設置の有無

共同研究推進グループのメンバーは、出資条件に示された要件に則って現在人選を進めている。具体的には、本学の産官学連携担当理事、関連所掌事項担当理事及び副学長、外部からは金融機関やコンサルティング会社及びベンチャービジネスの経験者等で、本学の教育研究に深い理解を持つとともに、研究成果の事業化に向けたマネジメントが可能な人材を確保すべく調整を行っている。特に、電気・機械・ICT・化学・製薬・医学等の分野で、事業化や企業育成及び技術移転推進等の実績を持つ者や、海外において企業評価やIPO/M&Aの経験のある者、投資事業の専門的な知見と経験を有する者等が具体的な選考の対象となっている。共同研究推進グループのメンバーについては、決定後速やかに文部科学省に報告するとともに、グループ設置後も事業の進捗等に合わせて体制の強化を図る予定である。

(2) 共同研究テーマの選定プロセス

共同研究テーマの選定プロセスを別添図2に示す。産学共同・事業化推進委員会を構成する3つの委員会において、今般の出資の条件を踏まえた「共同研究選定基準」を策定し、これに基づき共同研究テーマ候補を学内各研究科・研究所・センター等から公募する。

応募書類としての共同研究計画書は、共同研究推進グループを中心とする投資委員会が①先進性・革新性、②確実性次世代の国富の可能性、③資源・原資の必要性と妥当性、④組織の妥当性、⑤期間と計画の妥当性、⑥市場規模とマーケットの可能性、⑦準備状況、⑧リターンの可能性とその内容、⑨利益相反・法令遵守等の調査、⑩国の資金を使うことへの妥当性、⑪その他応募者の意識と覚悟等の観点に基づき、書類審査、ヒヤリング及び独自調査を行い、技術的な検討・判断を行う。また、同時に内容の修正・追加に関して助言を行う。さらに、学内投資協議会及び外部評価委員会による国立大学法人の業務適合性や社会的価値創出の有無などの判断に基づき、役員会が共同研究テーマを最終決定する。また、その内容は、本学の部局長会議・教育研究評議会及び経営協議会に報告する。

(3) 共同研究の進行管理

共同研究の進行管理に関しては、別添図3に示す。共同研究推進グループは、今般の出資の条件を踏まえ、共同研究・事業化の工程表を作成し、事業化に向けた適切かつ着実な進行管理を行う。研究計画の変更が必要な場合には、必要に応じて産学共同・事業化推進委員会の審査を受けるものとする。

共同研究推進グループは、各投資案件に関して、四半期毎にその状況を把握するとともに、必要な指導を行う。各被投資組織は、毎年度事業報告書を作成し、それをもとに共同研究推進グループは毎年度の事業報告書を作成するとともに、併せて今後の各事業の継続、中止及び資金の回収等の検討を行った上で、産学共同・事業化推進委員会に報告する。産学共同・事業化推進委員会は、毎年の事業報告書を踏まえ、事業の継続、中止及び資金の回収等の判断を行う。特に、コンプライアンス上の重大な問題等が生じた場合には、事業を中止するかどうかの判断を迅速に行うものとする。

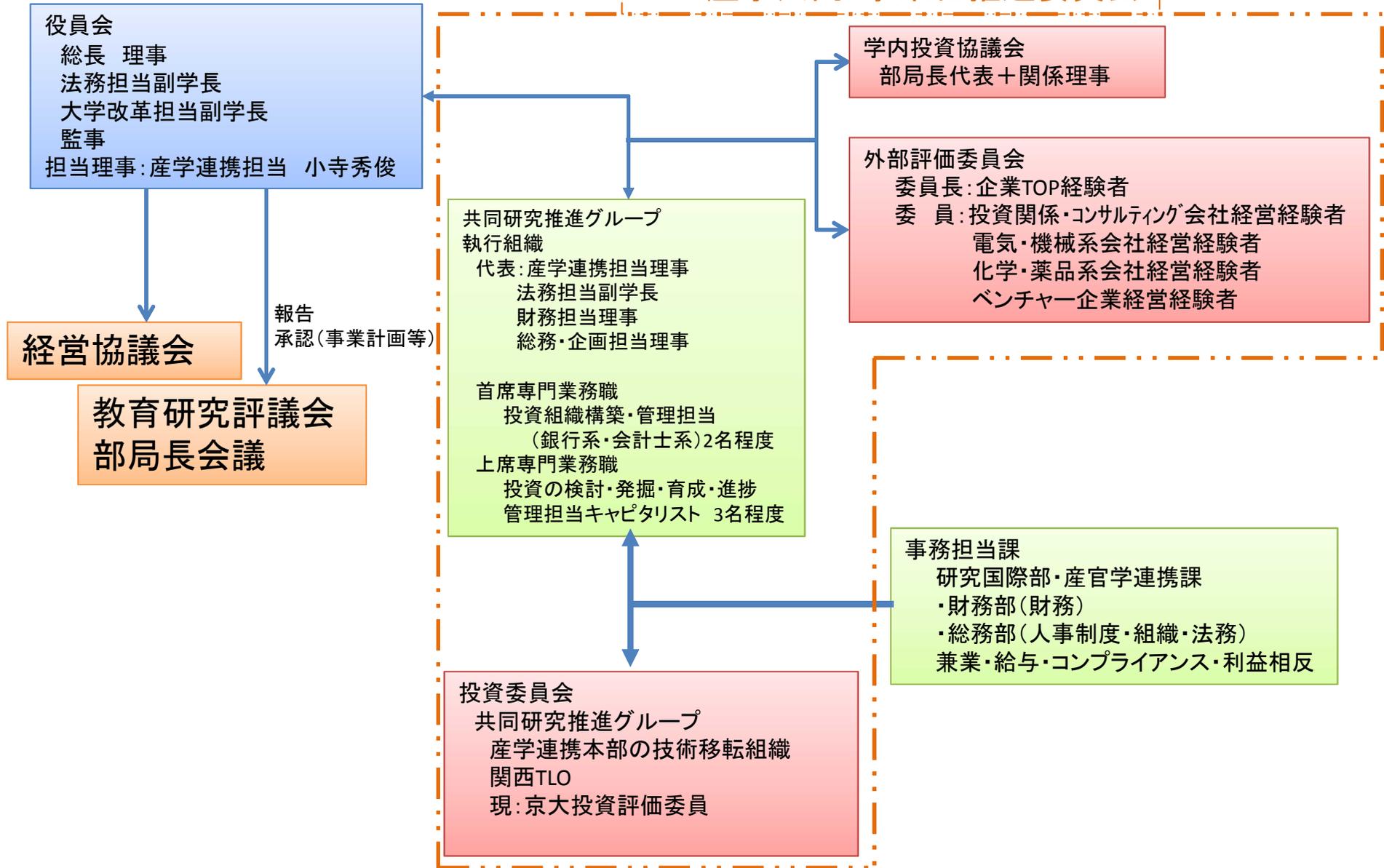
(4) 学内のマネジメントの確立・強化

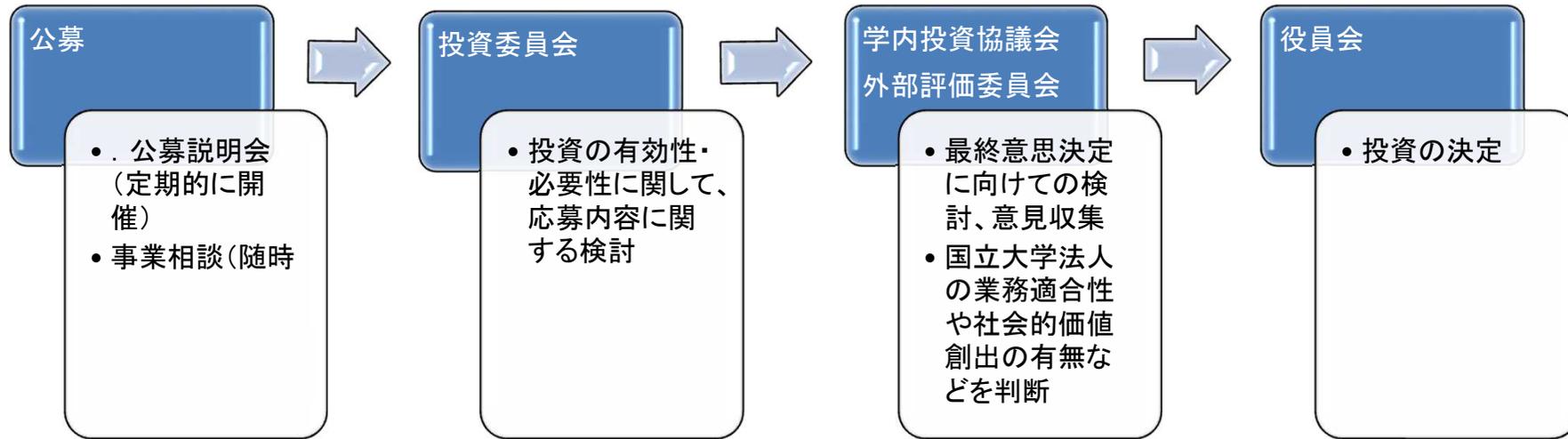
本事業の実施に合わせ、本事業が出資する共同研究組織に関与する本学の教員の兼業などの在り方、これを踏まえた給与のあり方など、本事業に係る人事制度や給与制度の弾力化等のマネジメント改革について検討し実行する。

これを一つのモデルとして、今後、大学の組織運営の改革に生かしていくことを検討する。

産学共同の研究開発による実用化促進(大学に対する出資事業)
産学共同・事業化推進委員会(案)

産学共同・事業化推進委員会



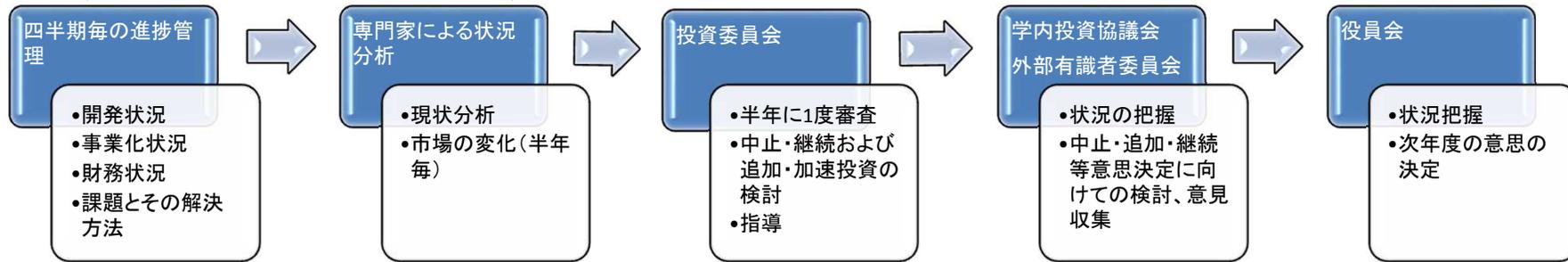


特許移転・産学連携研究案件等を元に新規案件の構築
技術シーズ・企業ニーズなどを下にビジョン協議会を設置し、参画企業および教員・研究者・大学院生等をもとに新たな連携の構築

1. 事業内容の先進性・革新性。確実性
2. 次世代の国富の可能性
3. 資源・原資の必要性和妥当性
4. 組織の妥当性
5. 期間と計画の妥当性
6. 市場規模とマーケットの可能性
7. 準備状況
8. リターンの可能性とその内容
9. 利益相反・法令遵守等の調査
10. 国の資金を使うことへの妥当性
11. その他応募者の意識と覚悟等

産学共同の研究開発による実用化促進(大学に対する出資事業)
共同研究の事後チェックフロー

共同研究推進グループ



平成25年 3月19日

文部科学大臣 殿

(所在地)	大阪府吹田市山田丘1番1号
(大学名)	国立大学法人大阪大学
(代表者名)	学長 平野 俊夫

国立大学法人出資金及び国立大学法人運営費交付金
 交付申請書
 (平成24年度補正予算(第1号))

国立大学法人法第7条第2項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第46条の規定により、次のとおり出資金及び運営費交付金の交付を申請します。

出 資 金 申 請 額	16,600,000 千円
運 営 費 交 付 金 申 請 額	3,400,000 千円
事業に係る満たすべき条件について	(別紙1) のとおり

産学共同の研究開発による実用化促進（大学に対する出資事業）に係る体制整備等状況報告書

(※) 記述に当たっては、別紙2「産学共同の研究開発促進のための大学に対する出資（官民イノベーションプログラム）事業に係る出資等の条件」をご確認の上、御回答下さい。

(1) 体制整備

(ア) 産学共同・事業化推進委員会の設置の有無

学内に「共同研究・事業化委員会」を新たに設けて、共同研究推進グループが選定した共同研究計画案について、当該共同研究が国立大学法人の業務に相応しいものであるか、我が国に新しい社会的及び学術的価値や雇用の拡大等を含む利益をもたらすかについて判断することとする。同委員会には、企画評価担当理事や産学連携担当理事等に加え、学外から、新事業立ち上げや支援等の実績など上記のような判断を行うに必要な専門的知見や経験を有する者を加えることとしており、例えば、商社や金融機関などにおいて、ファンドマネジメントや起業支援などの実績を持つコンサルタントや、本学の共同研究の特徴である「Industry on Campus」の仕組みを本事業に幅広く展開できる者などと現在調整を行っている。共同研究・事業化委員会の構成については、来年度早々に共同研究を開始できるように決定し、決定後速やかに文部科学省に報告する。

(イ) 共同研究推進グループの設置の有無

共同研究推進グループのメンバーとして、出資条件に示された要件に則って現在人選を進めている。具体的には、金融機関やコンサルティング会社、ベンチャービジネスの経験者等で、本学の教育研究に深い理解を持つとともに、研究成果の事業化に向けたマネジメントが可能な人材を確保すべく調整を行っている。特に、ベンチャービジネスで実績を持つ者や、海外における起業コーディネータ経験者、大学における知財や利益相反問題の取り扱いに関して深い知見を有する者などが具体的な選考の対象となっている。共同研究推進グループのメンバーについては、来年度早々に共同研究を開始できるように決定し、決定後速やかに文部科学省に報告する。また、共同研究推進グループについては設置後も事業の進捗等に合わせて体制の強化を図る予定である。

(2) 共同研究テーマの選定プロセス

共同研究・事業化委員会において、今般の出資の条件を踏まえて作成した公募要領に基づき共同研究テーマ候補を学内各研究科・研究所等から公募する。公募した共同研究テーマの内から、別途策定した「共同研究選定基準」に基づいて共同研究推進グループが審査し、国立大学法人の業務適合性や社会的価値創出の有無などを共同研究事業化委員会が判断して最終的に選定するものとする。その際、透明性の確保と同時に機密保持に特段の留意をする。

(3) 共同研究の進行管理

共同研究推進グループは、今般の出資の条件を踏まえ、共同研究・事業化の工程表を作成し、事業化に向けた着実な進行管理を行う。研究計画の変更が必要な場合には必要に応じて共同研究・事業化委員会の審査を受けるものとする。共同研究推進グループは毎年、事業報告書を作成し、継続、中断、資金の回収等の判断を行った上で、共同研究・事業化委員会に報告する。共同研究・事業化委員会は、毎年、事業報告書を踏まえ、中断、資金の回収等の判断を行う場合があるとともに、特に、コンプライアンス上の問題等の重大な課題が生じた場合には、中断の判断を行うものとする。

(4) 学内のマネジメントの確立・強化

本事業の実施に合わせて、従前の共同研究を含めた大学全体の産学連携のあり方を見直すとともに体制の再構築を検討し、実行を図る。あわせて、本事業に直接関与する教職員などの給与体系等マネジメントの弾力化改革について検討し、実行を図る。

官民イノベーションプログラム部会（第1回-H25.3.19-）

における主な意見

※ 部会における議論を事務局において整理したもの。

平成25年3月19日に開催された官民イノベーションプログラム部会において、産学共同の研究開発促進のための大学に対する出資（官民イノベーションプログラム）事業を4国立大学（東北大学、東京大学、京都大学及び大阪大学）において体制を整備した上で実施し、研究成果を活用した事業化に取り組む旨の中期目標及び中期計画の変更案について審議を行った。

部会においては、中期目標及び中期計画の変更案が了承されるとともに、今後の出資事業の在り方については以下の意見等が出された。

（部会での主な意見等）

○：委員、●：4国立大学の担当理事

- 今回の出資事業の制度設計や推進に当たっては、具体的な産学連携事業の促進に加え、大学が事業化に目を向け研究者を組織化するという大学のマネジメント改革や公共政策を担うというマインドを持った優秀な人材を国立大学ファンドに集め、日本モデルのベンチャー・キャピタリズムを確立するという姿勢を持つことが大事。
- 産業再生機構も社会的な使命を前提にしつつ全体としてペイするのが前提。特にベンチャーは10の事業のうち1つが成功することによりトータルで回収するというモデルなので、何に投資するかだけではなく、見込みのないものをどう止めるか、その意思決定が可能な人材の確保と仕組みの確立が重要。
- 企業内で上手く事業化しにくいもの、カーブアウト、大学のシーズを活用したベンチャーなど、実用化に近いもの、その中間、かなりチャレンジングなものなどのポートフォリオを形成する必要があると認識。

- アメリカでもベンチャーキャピタルは一番ハイエンドの、言わばエリート中のエリートが担っている。我が国においてもこのような人材の育成と循環のプラットフォームを形成する必要がある、今回の事業はこのような観点から重要な役割。
- 今回の事業は事業化を目的としている点で使い切りのこれまでの研究費とは全く違うものであることや国立大学の業務の一環であることによる公共性を踏まえた他のファンドとは異なるストライクゾーンの範囲など基本的な枠組みや考え方（ディシプリン）を予め明確に定めることが大事。そのことが結果的には各大学における事業展開上の裁量の確保につながる。
- 共同研究スキームは、国立大学の出資対象範囲を拡大に必要な制度改革を行う前の過渡的なものと位置づける必要。
- 今回の事業の鍵は、ファンドや事業化をマネッジする人材の確保。大学に人材が集まり、研究成果を活用した事業化の動きが回り始めると民間ファンドも投資し始める。その好循環が大事。人材確保のためにインセンティブが働く仕組みが必要。産業革新機構などとの連携も重要。
- ファイナンシャルなインセンティブとともに、国立大学がかかわるという公共政策的なストライクゾーンを踏まえ、公共政策を担っているというマインドをもった超一流の人材の確保が必要だが、大学にはそのためのプラットフォームを形成する上で大きな利点。
- 国立大学と投資事業実施会社の関係を制度設計する際には、関係者がディシプリンを共有するという観点からはあまり意思決定の仕組みを分権・拡散するのは危険であることを踏まえる必要。
- 急いで共同研究を数多く展開するよりも、官民イノベーションプログラム部会においても少し時間をかけてしっかりとディシプリンや制度設計を議論することが大事。しっかりとしたディシプリンがあってはじめて今回の事業が長期的に我が国社会に大きな価値をもたらすことができる。